

小諸市こども計画 骨子案

令和7年11月

はじめに

近年、急速な少子化の進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下などの課題が深刻さを増し、社会・経済へも大きな影響を与えています。このような社会情勢を踏まえ、子育て支援策の抜本的強化を図るべく、本計画では、子育て支援策の成案の段階で作成します。

本市で
27年度
に策定し
に関わる

ため、平成
27年3月
の子育て支援

また、
ては、令
や不安、
す。

このよ え、更な 2 期 リ 基本理念 き続き、 子育て環 の発展に 進めてま	果題等を踏ま 間とする「第 は、前計画の を継承し、引 い支援による 援し、小諸市 まちづくりを
--	--

結びに「子育て会議」の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査等にご協力いただきました市民の皆様に心より御礼申し上げます。

令和2年3月

小諸市長 小泉俊博

目次

第1章 計画の概要	4
1. 計画の背景と趣旨	4
(1) こどもに関する施策推進の経緯	4
(2) 「こども計画」としての総合的な推進	4
2. 計画の法的根拠と対象・要素	5
(1) 根拠法	5
(2) 計画の要素	8
(3) 計画の対象	8
第2章 本市のこどもを取り巻く現状	9
1. 人口・世帯の状況	9
(1) 人口の推移	9
(2) 結婚・出産の意向	10
2. 子育ての状況	12
(1) 子育ての分担状況	12
(2) 就業と子育ての状況	12
(3) 子育てにおける悩みや相談先	13
3. 保育・教育の状況	15
(1) 保育・幼児教育のニーズ	15
(2) 学校での状況	15
4. 経済的な困難を抱えた家庭の状況	17
(1) ひとり親世帯・支援を要する世帯の状況	17
(2) 相対的貧困家庭の状況	18
(3) 支援を要する家庭の保護者・子どもの状況	18
5. 子ども・若者の状況	20
(1) 自己肯定感・将来についての考え	20
(2) 若者の幸福感や居場所	21
6. こどもに関する本市の課題	22
(1) 子ども・若者が社会で生きていく意思や力を育める環境づくり	22
(2) 経済的困窮をはじめとした困難を抱える子育て家庭への支援	23
(3) 子育て支援サービスの適切な提供等による子育て家庭負担の軽減	23
第3章 計画の基本的な考え方	24
1. 基本理念	24
2. 基本目標	25
3. 施策の体系	26

第1章 計画の概要

1. 計画の背景と趣旨

(1) こどもに関する施策推進の経緯

近年のわが国のこども施策は、平成元年に合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に子どもを生む指標）が過去最低（当時）となった「1.57ショック」が契機となり、平成6年策定された「エンゼルプラン」によって少子化対策を中心とした施策が進められてきました。

平成15年には、こどもが健やかに育つための環境をつくるために「次世代育成支援対策推進法」が定められ、子育て環境の整備、家庭支援、雇用環境の整備等が進められてきました¹。また平成22年に閣議決定された「新たな少子化社会対策大綱『子ども・子育てビジョン』」では、「子どもの最善の利益の実現（チルドレンファースト）」と「生活と仕事と子育ての調和」の視点を重視し、社会全体で子育てを支え、個人の希望が叶う社会の実現を目指す方針を打ち出しました。この方針のもと、幼児教育・保育の充実を目的とする「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法²」が平成24年に制定され、関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度に施行されました。このことで地方公共団体には「子ども・子育て支援事業計画」策定が義務付けられ、子育て支援給付、子育て支援事業の整備などが進められてきました。

しかしながら、こうした経緯のなかでも子どもや若者、子育て家庭を取り巻く環境は厳しさを増しており、核家族化や共働きが進むなかで子育て世帯の負担は増加し、子どもの貧困、児童虐待、不登校や引きこもりなどの問題も深刻化してきました。こうした問題を踏まえて平成22年には「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、平成26年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行。さらに令和元年、こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。子育て支援と並行して、貧困や不登校など、家庭やこどもの抱える問題に対応する施策が進められてきました。

(2) 「こども計画」としての総合的な推進

以上の背景のもと、こどもを対象とした施策を総合的に定め、効果的に推し進めるために、令和5年に「こどもまんなか社会」を実現するための施策を総合的に推進するための「こども基本法」が施行され、このための総合的な施策を示す「こども大綱」³が策定されました。これにより、

1 当初、10年間の時限立法とされていた「次世代育成支援対策推進法」は、子どもが健やかに生まれ、育成される環境づくりの総合的な推進を継続するために、令和7年3月まで延長されています。

2 子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。

3 こども大綱は「少子化社会対策大綱」、「子供・若者支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込んだもの。

すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活をおくることができる社会を目指すという政府の方針が明確に示されました。

こども基本法では、こども施策に関する基本方針・重点事項等を定める「市町村こども計画」の策定が努力義務化され、全国の自治体において、現在、策定が進んでいます。なお、「こども計画」の構成要素としては、「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」に加えて、「子ども・若者育成支援計画」「子どもの貧困対策推進計画」などのこども支援に関する計画を一体として策定できるとされています。

小諸市（以下、「本市」という。）では平成27年に「小諸市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年に同計画第2期を策定し、子ども・子育てを支援する施策を推進してきました。このたび第2期計画期間が満了するにあたり、上記の背景を踏まえて、こどもの健やかな成長を総合的に支える地域づくりを推し進めるため、従来の「子ども・子育て支援事業計画」の範囲を拡大した「小諸市こども計画」を策定します。

2. 計画の法的根拠と対象・要素

（1）根拠法

こども基本法第10条第2項では、こども大綱と都道府県こども計画を勘案して、こども計画を策定することを規定しています。

また、市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する「当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（子ども・若者計画）」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（こどもの貧困対策計画）」、その他のこども施策に関する事項を定める計画と一体のものとして作成できるとされています。

〈こども基本法の概要〉

目的	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための理念と取組みの方向性を示す
主な対象	心身の発達の過程にある人を「こども」とする（年齢で必要なサポートが途切れないようにするため、支援が必要な39歳以下の「若者」を含む）
記載事項	1. 地方公共団体は、こども施策に関し、こどもの状況に応じた施策を策定し実施する責務を有する 2. こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、こども施策に関する計画を定めることに務める 3. 以下の計画と一体的に策定することができる ・子ども・若者育成支援推進法に規定する「子ども・若者計画」 ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に規定する「市町村計画」 ・次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」等 4. こども施策を策定・実施・評価するにあたり、こども又はこどもを養育する者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる

〈各計画の根拠法と主な内容〉

	子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画
根拠法	子ども・子育て支援法第 61 条	次世代育成支援対策推進法第 8 条
目的	幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を定める	次世代育成支援対策のための集中的・計画的な取り組みを推進する
内容	《基本的記載事項》 ● 教育・保育提供区域の設定 ● 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 ● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 ● 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容 《任意記載事項》 ● 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保 ● 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導および知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 ● 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	1) 地域における子育ての支援 2) 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進 3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 4) 子育てを支援する生活環境の整備 5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等 6) 子どもの安全の確保 7) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

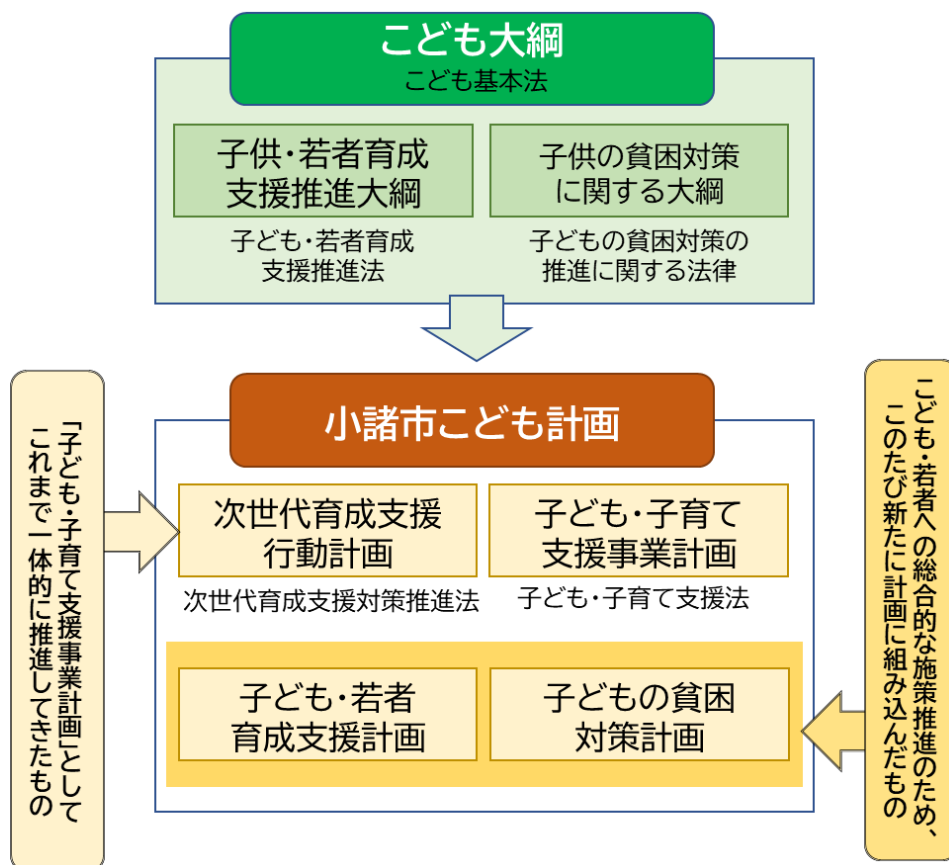
	こどもの貧困対策計画	子ども・若者計画
根拠法	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項	子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項
目的	全てのこどもが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会を構築する > 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、こどもを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる	全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を構築する > 子ども・若者が自身の不安・悩みや身の回りのトラブル等について、発達段階に応じて、主体的に他者に相談し、支援を求めることができる体制を整備する

内容	●教育の支援 ・幼児教育・保育の無償化 ・地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築・大学等進学に対する教育機会の提供 ・特に配慮を有する子どもへの支援 ・地域における学習支援 等 ●生活の安定に資するための支援 ・親の妊娠出産期、子どもの乳幼児期における支援 ・保護者の生活支援 ・子どもの生活支援、就労支援、住宅に関する支援 ・児童養護施設退所者等への支援 等 ●保護者に対する職業生活の安定 ・職業生活の安定と向上のための支援 ・ひとり親に対する就労支援 等 ●経済的支援 ・各種手当の支給、教育費負担の軽減 等	●全ての子ども・若者の健やかな育成（自然・文化・ICT体験環境の充実、少人数学級、健康・安全教育、消費者教育等） ●困窮を有する子ども・若者やその家族の支援（孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困対策、複合的課題への支援等） ●創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援（持続可能な開発のための教育、教科等横断的な学習、地域貢献活動の促進等） ●子ども・若者の成長のための社会環境の整備（多様な居場所づくり、地域と学校との協働、ネット利用の適正化、働き方改革 等） ●子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援（企業等の参画促進、教師の資質能力の向上 等）
-----------	--	---

(2) 計画の要素

本市では「第2期子ども・子育て支援事業計画」として「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」の内容を含めた計画を策定・推進してきました。このたび、こども大綱等の国の政策に対応し、新たに「子ども・若者育成支援計画」「子どもの貧困対策計画」を統合して「小諸市こども計画」とします。このことによって、こども・若者への総合的な施策を推進していきます。

〈計画の要素〉



(3) 計画の対象

本計画の対象は、「こども基本法」の趣旨に基づき、心と身体の発達過程にある0歳から39歳までの子ども・若者と定めます。これは、生まれてから進学・卒業や就職などのライフステージを通じて、必要な支援が途切れることのないようにという意図のもと定めるものです。

本計画では、この対象を「こども」と呼びます。また「こども」のうち、特に0～18歳までについて述べるときは「子ども」、19歳～39歳について述べるときは「若者」と示します。

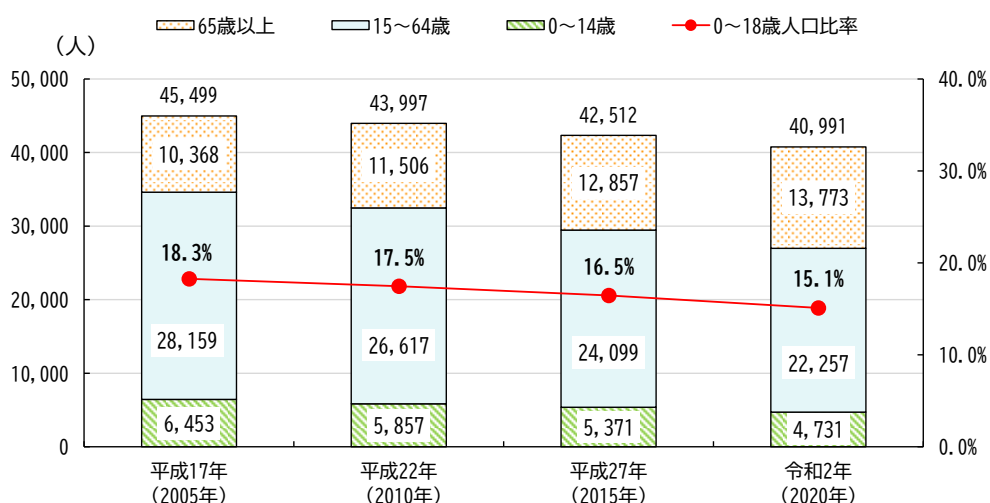
第2章 本市のこどもを取り巻く現状

1. 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

平成17（2005）年以降、総人口は平成17年の45,499人をピークに、その後は減少が続いています。内訳をみると、0～14歳、15～64歳の人口が減少傾向にある一方、65歳以上の人口は増加を続けており、少子高齢化が進んでいます。また0歳から18歳の人口の占める割合についても減少が続いています。

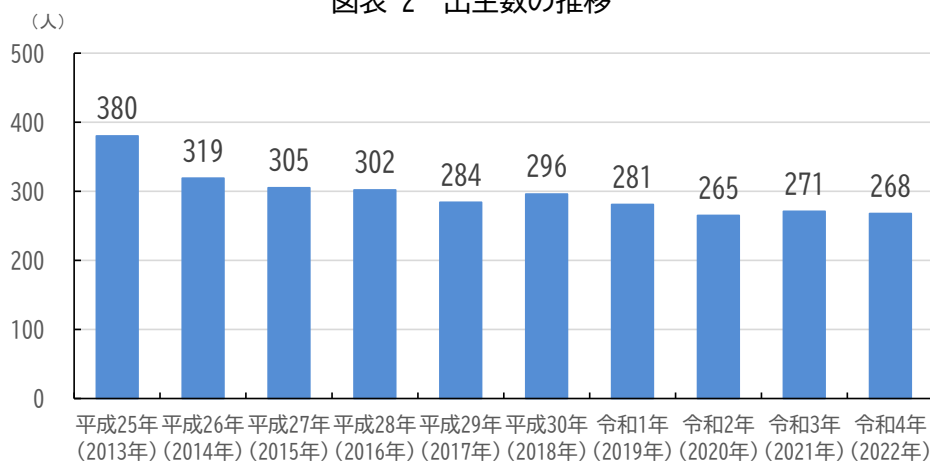
図表 1 総人口と0～18歳人口の割合



出典：総務省「国勢調査」

過去10年の出生数の推移をみると、概ね減少傾向が続いており、令和4年では268人となっています。

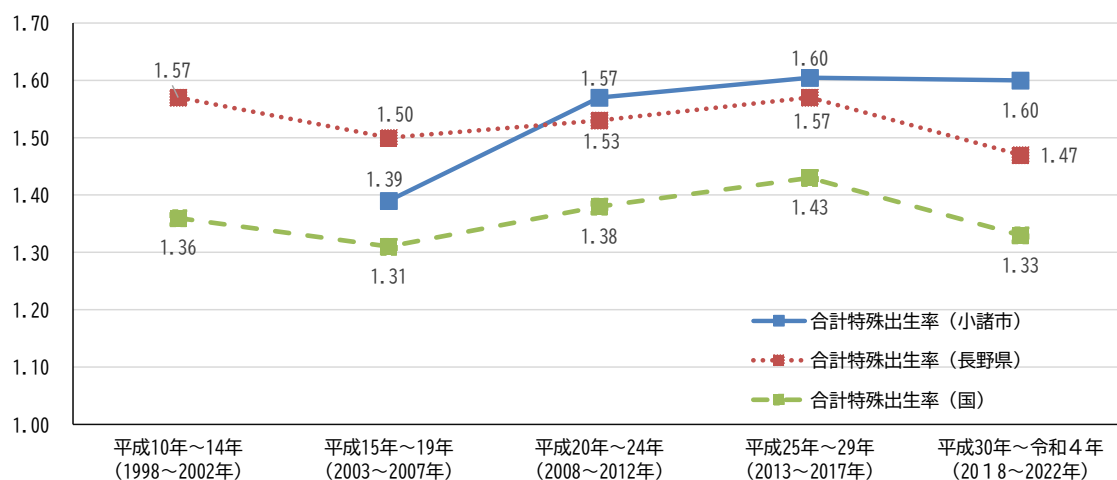
図表 2 出生数の推移



出典：長野県「毎月人口異動調査」

本市の合計特殊出生率は、平成15年～19年には1.39でしたが、その後上昇し、平成30年から令和4年には1.60となっています。これは全国および長野県全体よりも高い水準となっています。

図表 3 合計特殊出生率の推移

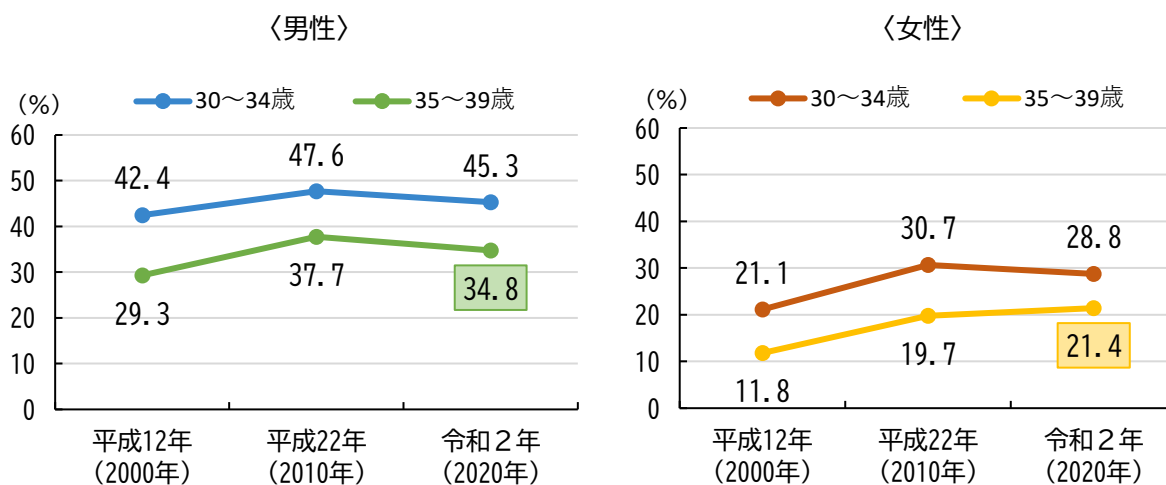


出典：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

(2) 結婚・出産の意向

30歳代の未婚率を見ると、平成12年(2000年)から平成22年(2010年)にかけては男女ともに増加しています。平成22年(2010年)から令和2(2020)年にかけては性別・年代によって微減・微増がありますが、概ね横ばいの状況です。女性の30歳代後半の未婚率は、この20年でほぼ倍になっています。

図表 4 30歳代の未婚率

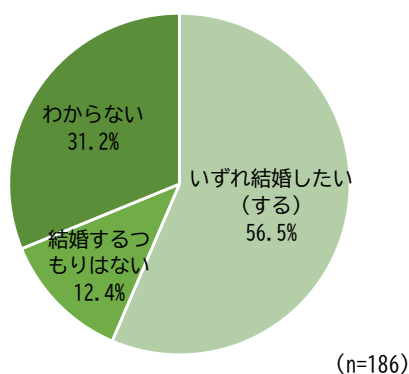


出典：総務省「国勢調査」

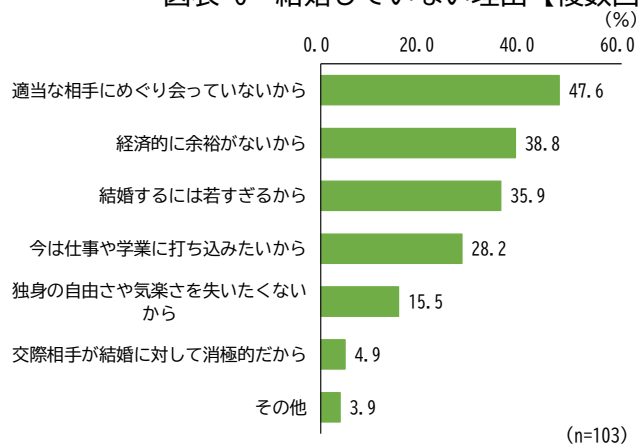
若者アンケート調査によれば、現在の未婚者のうち「いずれ結婚したい」と考えている人は56.5%、「結婚するつもりはない」は12.4%、「わからない」は31.2%となっています。

結婚していない理由は「適当な相手にめぐり会っていないから」の割合が最も高く47.6%、次いで「経済的に余裕がないから」38.8%、「結婚するには若すぎるから」35.9%となっています。

図表 5 未婚者の結婚意向



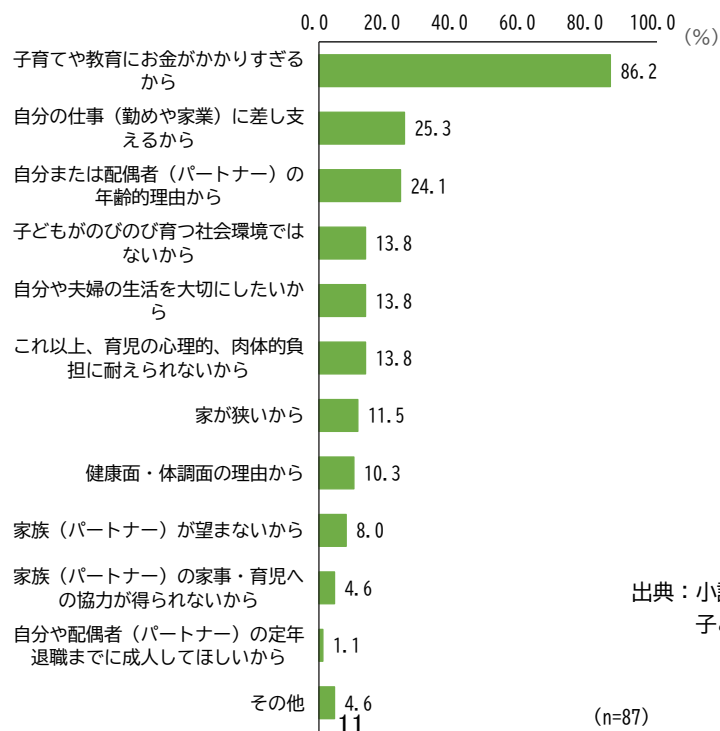
図表 6 結婚していない理由【複数回答】



出典：小諸市「令和6年 子ども・若者アンケート調査」

また、理想のこどもの数より実際に持つ（予定）のこどもの数が少ない人にその理由をきいたところ、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」の割合が最も高く86.2%となっています。これに次ぐのが「自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから」「自分または配偶者の年齢的理由から」です。

図表 7 理想のこどもの数より実際に持つ（予定の）こどもの数の方が少ない理由【複数回答】



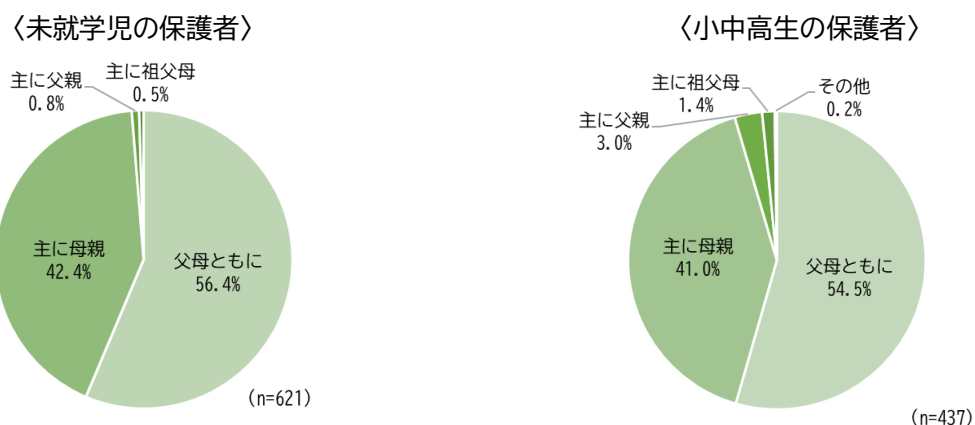
出典：小諸市「令和6年 子ども・若者アンケート調査」

2. 子育ての状況

(1) 子育ての分担状況

保護者アンケート調査によると、子育てを主に行っている人は「父母ともに」が、未就学児保護者で 56.4%、小中高生保護者で 54.5%となっています。一方で「主に母親」の家庭も、全体の4割以上（未就学児保護者：42.4%、小中高生等保護者：41.0%）を占めています。

図表 8 子育てを主に行っている人

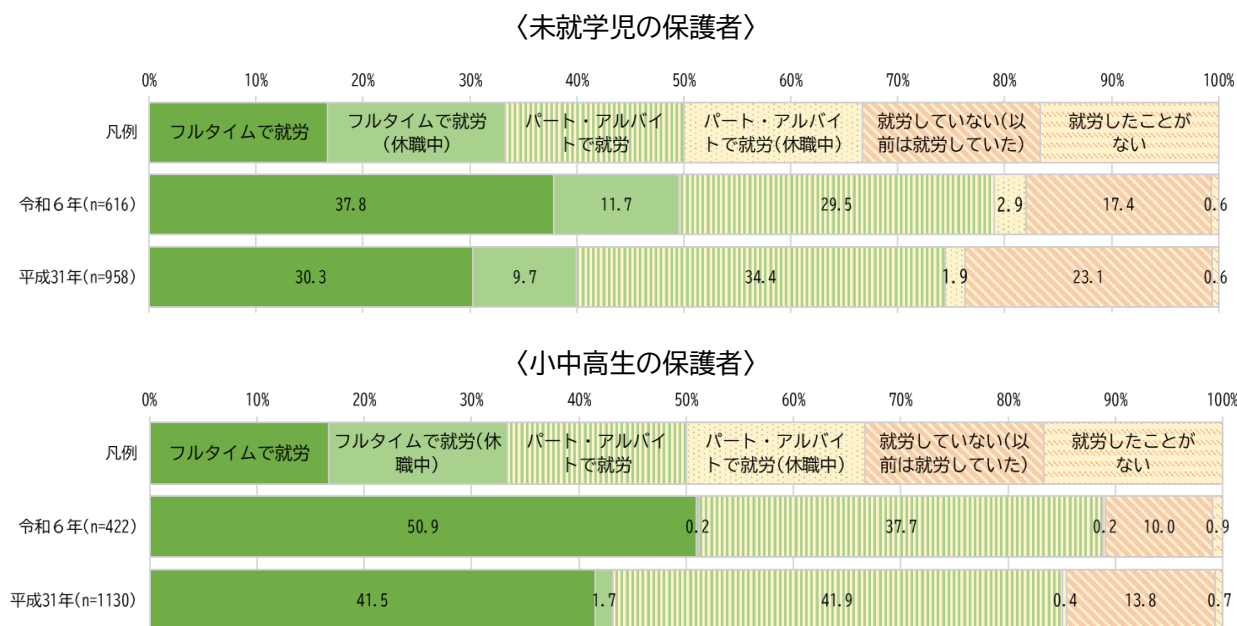


出典：小諸市「令和6年 保護者アンケート調査」

(2) 就業と子育ての状況

母親がフルタイムで就労している割合について、令和2年と令和6年に実施した保護者アンケート調査結果を比較すると、未就学児保護者では 40.0%から 49.5%に、小中高生等保護者では 43.2%から 53.1%に、それぞれ割合が高くなっています。

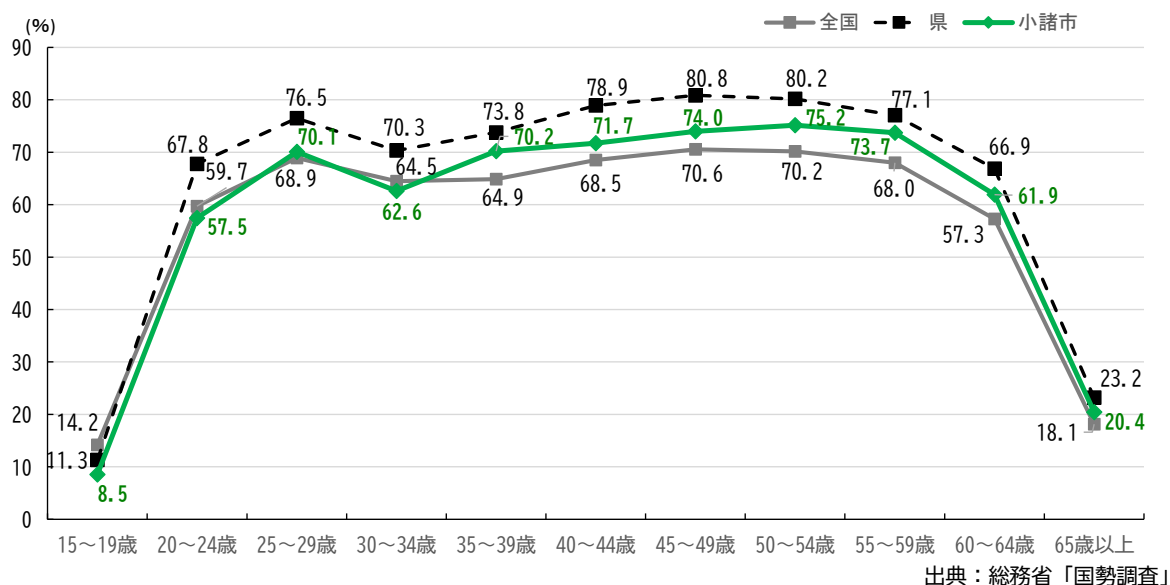
図表 9 フルタイムで就労している母親の割合



出典：小諸市「令和6年 保護者アンケート調査」

本市の女性の年齢別就業率は、概ね全国平均より高いものの、長野県全体よりも低くなっています。また30歳代前半では62.6%となっており、20歳代後半の70.7%から8.1ポイント低下しています。出産・子育てのタイミングで仕事を辞めている女性が一定数いることが示唆されます。

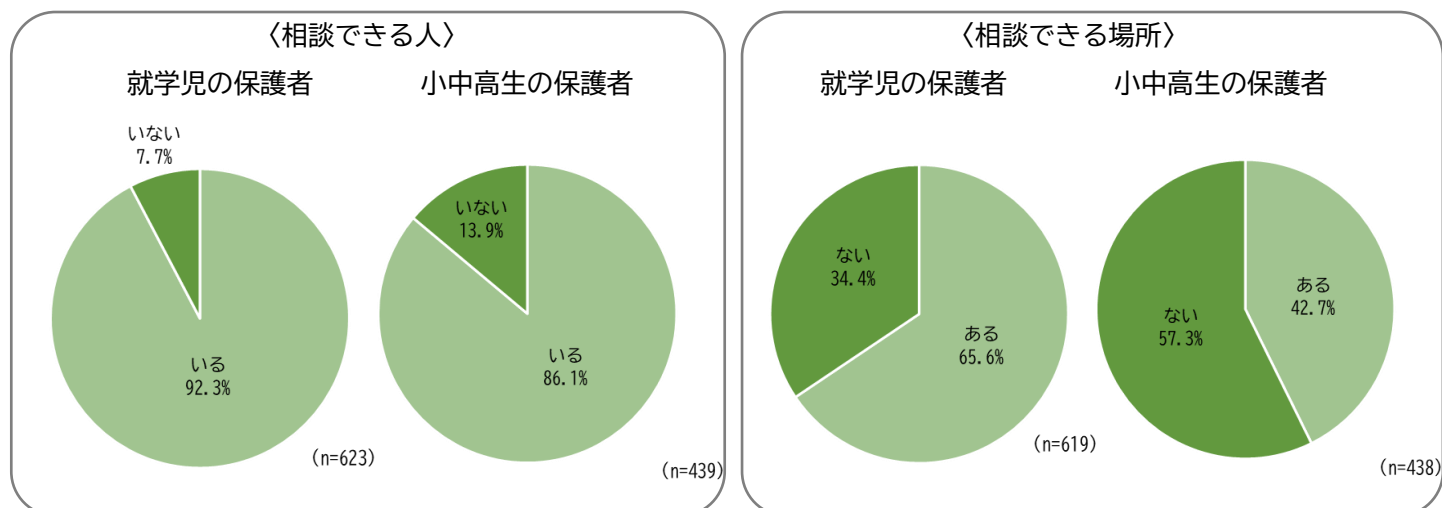
図表 10 全国・長野県・小諸市の女性の就業率の比較（令和2年）



（３）子育てにおける悩みの相談先

保護者アンケートによれば、子育てにおける悩みを気軽に相談できる「人」のいる割合は、未就学児保護者で92.3%、小中高生保護者で86.1%と高いのに比べ、相談できる「場所」をみると未就学児保護者で65.6%、小中高生等保護者では42.7%と比較的低い状況です。

図表 11 気軽に相談先の有無



出典：小諸市「令和6年 保護者アンケート調査」

保護者アンケートより、子育て支援施設や事業の認知度や利用状況を確認したところ、「こもロッジ」は93.4%（未就学児の保護者）と高い認知度があった一方、「児童館」は73.9%（未就学児の保護者）、「保健センターの相談事業」は62.7%（小中高生の保護者）に留まっており、その他小中高生の保護者向けの相談支援等の事業の認知度は3割程度と高くありません。

図表 12 子育て支援施設・事業の認知度・利用状況

〈未就学児の保護者〉

	知っている (%)	利用 している (%)	今後 利用したい (%)
こもロッジ	93.4	11.4	17.3
児童館	73.9	6.3	25.2

(n=624)

〈小中高生の保護者〉※

	知っている (%)	利用した (%)	今後 利用したい (%)
保健センター（健康づくり課）の 情報・相談事業	62.7	22.4	10.2
家庭教育に関する学級・講座	24.0	2.9	11.5
就学相談（学校教育課）	30.1	5.9	13.8
教育支援センター・教育相談	33.5	5.0	12.9
こども家庭センター（こども家庭 支援課こども相談係）	33.5	5.0	10.4

(n=442)

出典：小諸市「令和6年 保護者アンケート調査」

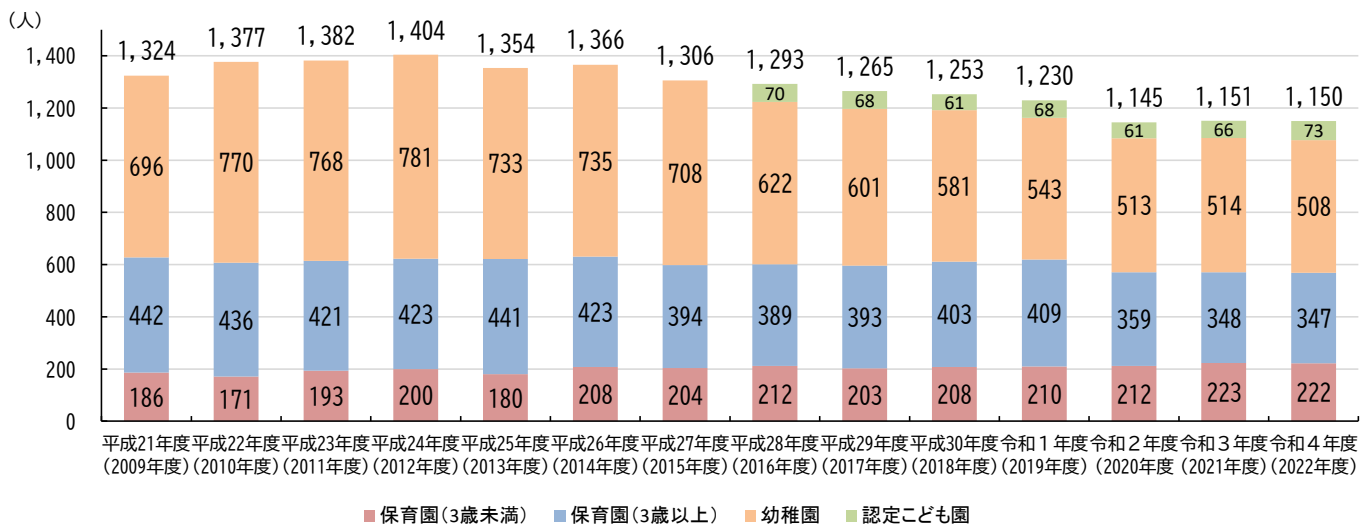
※選択肢のひとつとなっている「こども家庭センター」は令和6年4月に開設されたものであるため、本調査実施時点（令和6年7～8月）では開設後3～4ヶ月の時点での認知度である。

3. 保育・教育の状況

(1) 保育・幼児教育のニーズ

少子化を背景に、小諸市の保育園・幼稚園・認定こども園に通う児童数はこの10年で2割近く減少しています。一方で、3歳未満の保育園児は増加傾向にあり、未満児の保育ニーズが拡大していると考えられます。

図表 13 園在籍児童数の推移

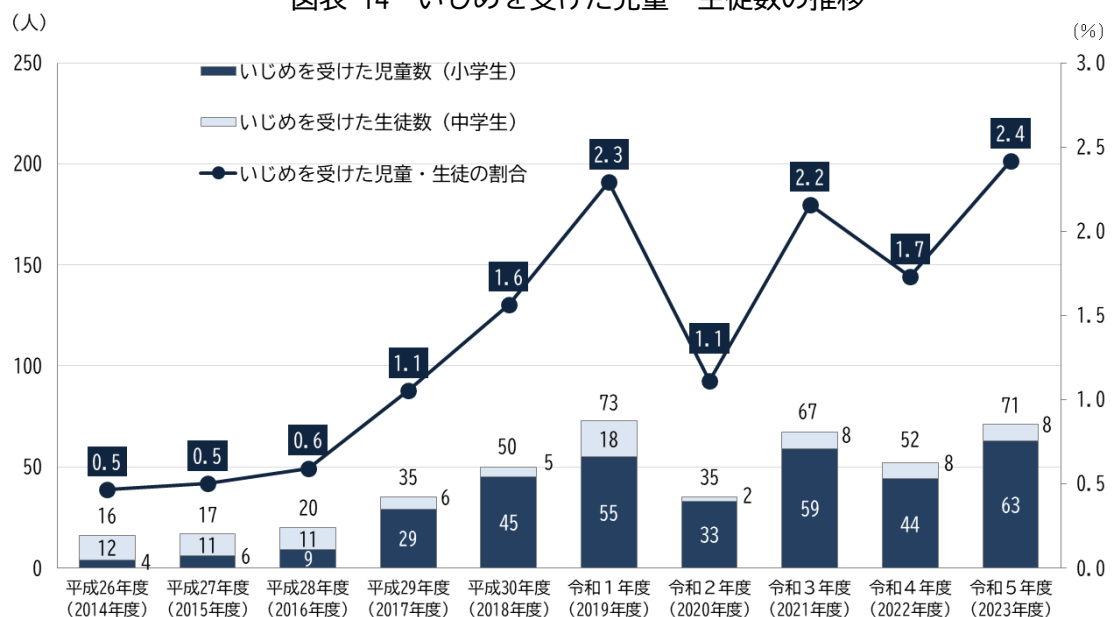


出典：小諸市 子ども育成課

(2) 学校での状況

いじめを受けた児童・生徒の状況をみると、全数は年度によって増減があるものの、平成26年度(2014年度)から増加傾向にあります。

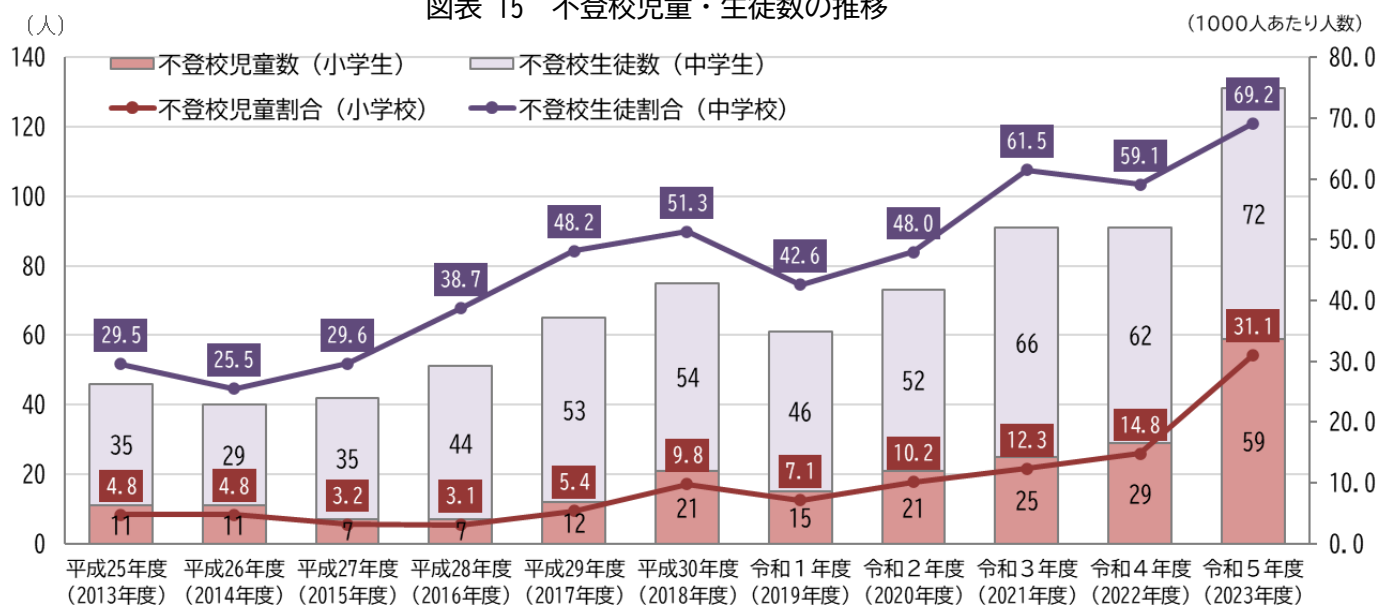
図表 14 いじめを受けた児童・生徒数の推移



出典：「市町村別 学校基本調査」、小諸市

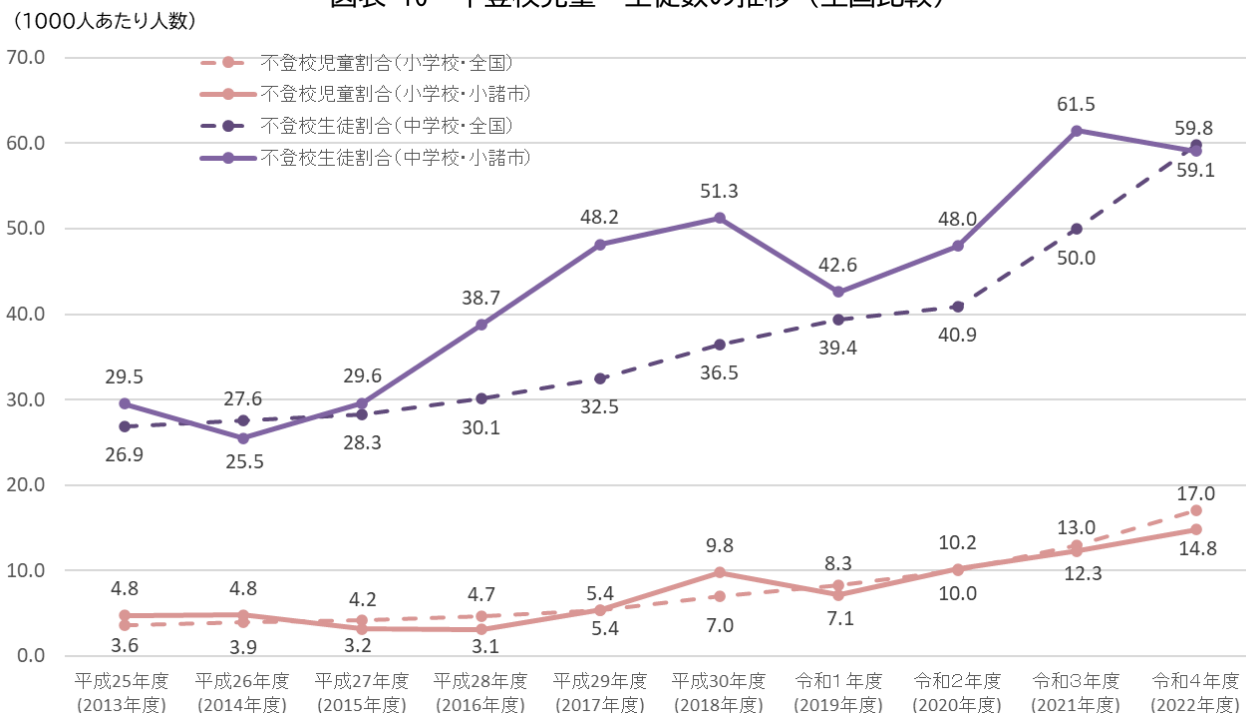
不登校児童・生徒の状況をみると、小学校・中学校ともに上昇傾向にあります。
 不登校児童・生徒の割合（1000人あたり数）で全国と比較すると、中学校では、小諸市は全国より高い水準で推移していましたが、令和4年度では同程度となっています。
 小学校では、概ね全国と同じ水準で推移しています。

図表 15 不登校児童・生徒数の推移



出典：文部科学省「学校基本調査」、小諸市

図表 16 不登校児童・生徒数の推移（全国比較）



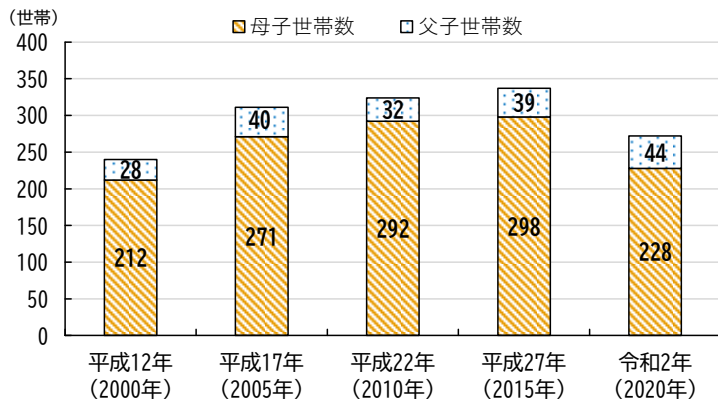
出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」、小諸市

4. 経済的な困難を抱えた家庭の状況

(1) ひとり親世帯・支援を要する世帯の状況

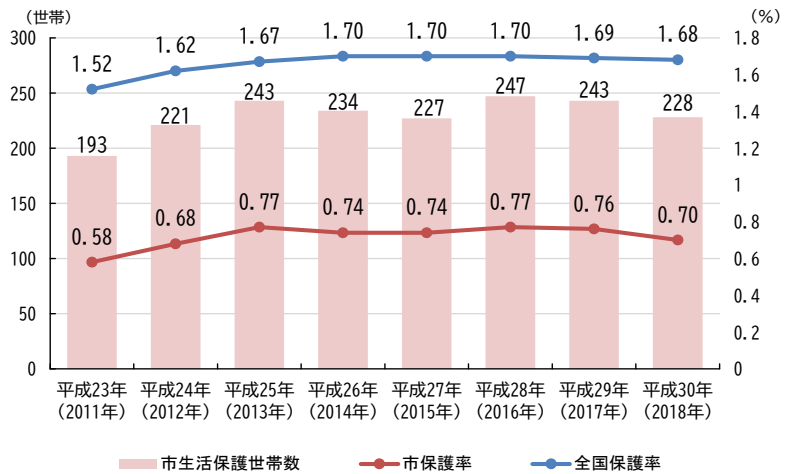
令和2(2020)年の小諸市の「ひとり親世帯」は272世帯であり、このうち228世帯(83.8%)が「母子世帯」となっています。「生活保護世帯」の数は200~250世帯でほぼ横ばいに推移しています。

図表 17 ひとり親世帯数の推移



出典：総務省「国勢調査」

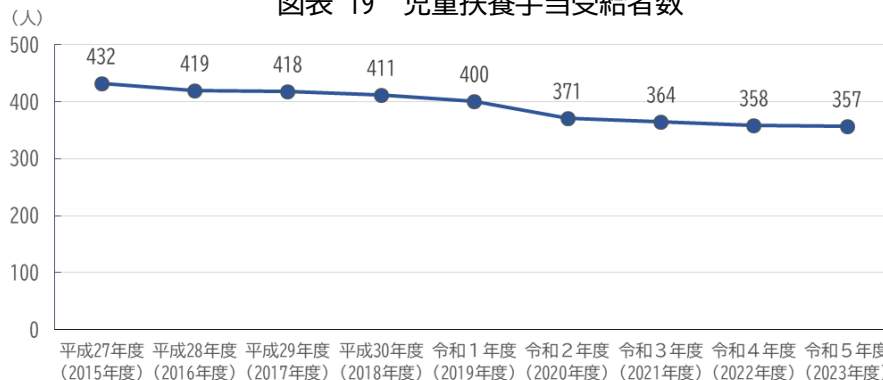
図表 18 生活保護世帯数と保護率の推移



出典：総務省「国勢調査」

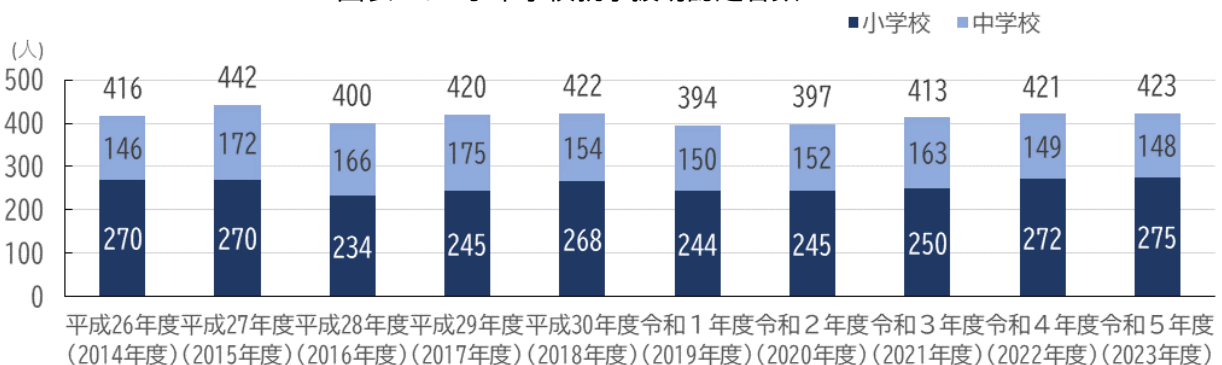
児童扶養手当受給者数は減少傾向にあります。概ね350~400人です。小中学校就学援助認定者数は、概ね400人強で推移しています。

図表 19 児童扶養手当受給者数



出典：小諸市

図表 20 小中学校就学援助認定者数



出典：小諸市

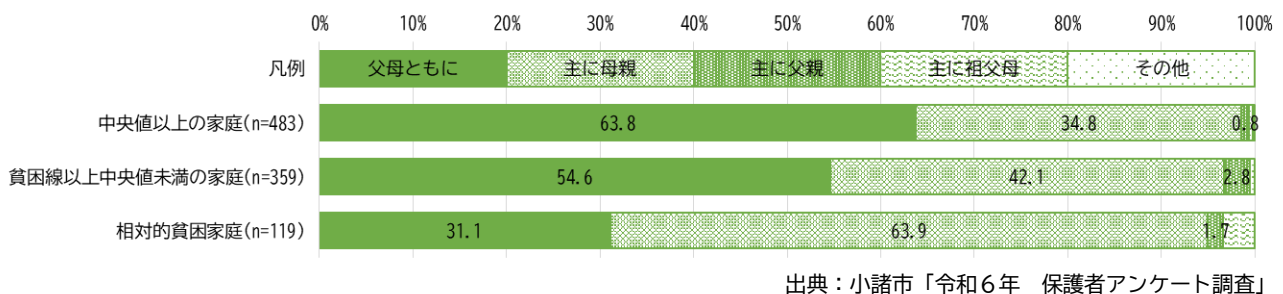
(2) 相対的貧困家庭の状況

保護者アンケートによれば、「相対的貧困家庭⁴」では配偶者がいない割合が高く（40.0%）、「子育てを主に母親が行う」割合も高い傾向にあります（63.9%）。

図表 21 子育て家庭における配偶者の有無（相対的貧困家庭比較）



図表 22 子育てを主に行っている人（相対的貧困家庭比較）

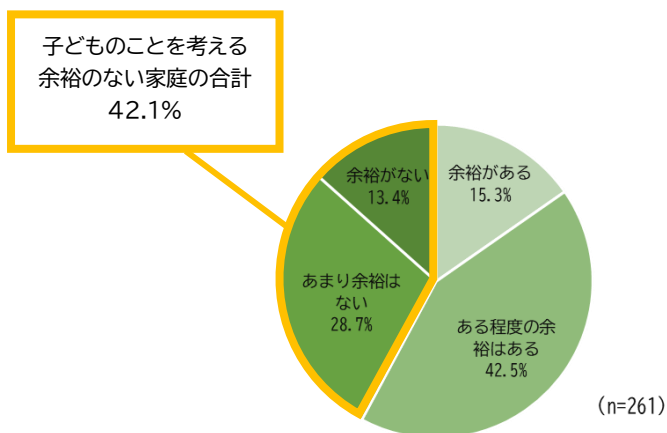


(3) 支援を要する家庭の保護者・子どもの状況

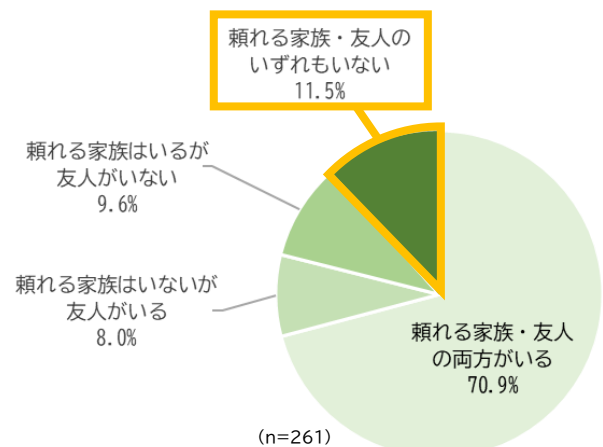
児童扶養手当受給者（ひとり親で一定の水準以下の所得の家庭）の状況をみると、保護者の42.1%が「子どものことを考える余裕」がない状況にあり、また保護者の11.5%は子育てで頼れる家族も友人もない状況にあります。

図表 23 児童扶養手当受給者の家庭の状況

〈子どものことを考える余裕〉



〈頼れる家族・友人の有無〉

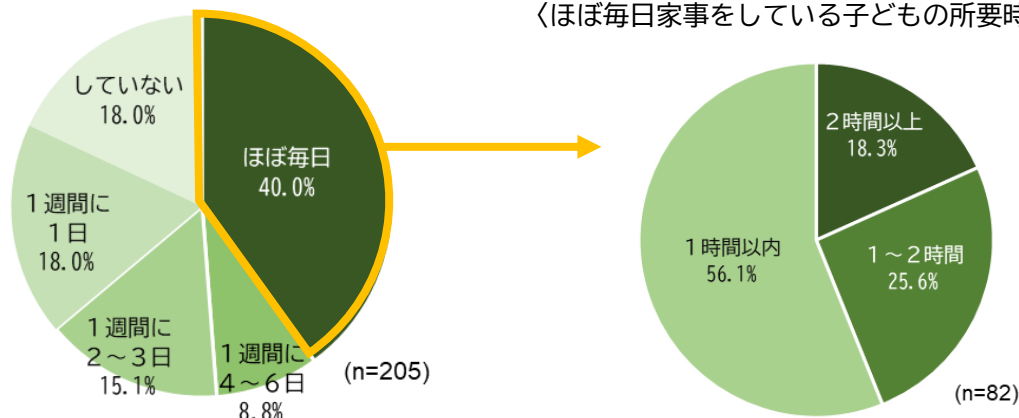


出典：小諸市「令和6年 児童扶養手当受給者アンケート調査」

⁴ ここでは世帯収入を世帯人員の平方根で調整した所得（等価世帯収入、OECDの可処分所得の計算式を世帯年収に置き換えたもの）の中央値（所得を多い順に並べた時にちょうど真ん中に来る値）の半分の値を「貧困線」とし、これを下回る世帯を「相対的貧困家庭」とした。小諸市の令和6年保護者アンケートでは、中央値は287.5万円、貧困線は143.8万円、相対的貧困家庭の割合は12.4%である。

児童扶養手当受給者の子どもの家事の状況をみると、40.0%の子どもが「ほぼ毎日」家事をしており、うち約半数は1日1時間以上を費やしている状況にあります。

図表 24 子どもが家事をする頻度（児童扶養手当受給家庭の小学生以上の子ども）
〈ほぼ毎日家事をしている子どもの所要時間〉

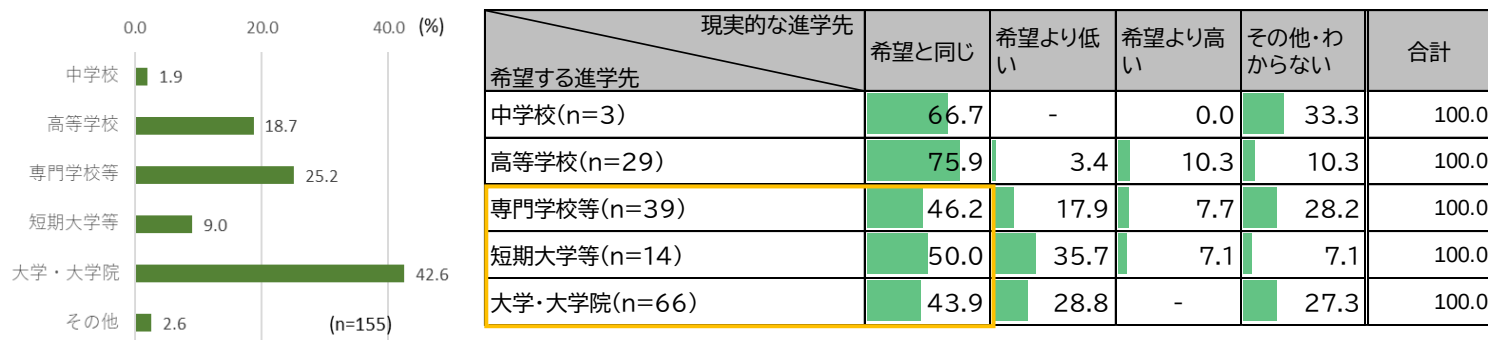


出典：小諸市「令和6年 児童扶養手当受給者アンケート調査」

同じく児童扶養手当受給者の子どもの進学先をみると、「大学・大学院」が42.6%と、近年の状況（2023年度の文部科学省「学校基本調査」での大学進学率は57.7%）と比べて低い状況です。

また子どもの希望と現実的にどこまで進学できそうかを比較したところ、「専門学校」「短期大学」「大学・大学院」を希望している場合、現実的な進学先が希望どおりとなっている割合は半数以下となっています。

図表 25 子ども希望する進学先と現実的な進学先（児童扶養手当受給家庭の小学生以上の子ども）
〈希望する進学先〉 〈希望と現実的な進学先〉【小学生以上の子どものいる家庭のみ】



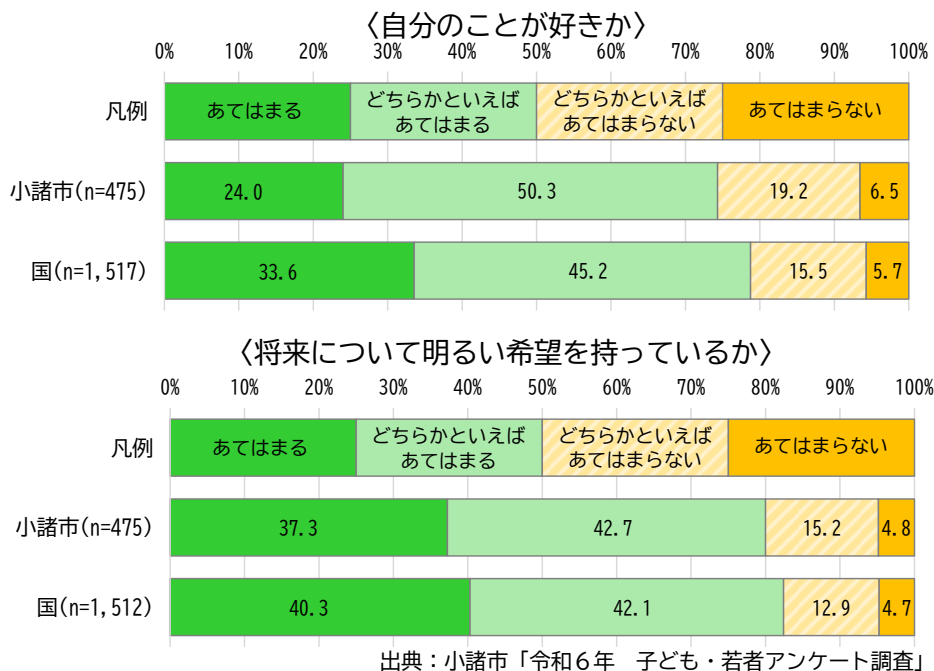
※上表では、希望する進学先が「その他」との回答（n=4）は除いている。

5. 子ども・若者の状況

(1) 自己肯定感・将来についての考え

子どもアンケートによれば、小諸市の子どもは「自分のことが好き」「将来について明るい希望をもっている」にあてはまる割合（あてはまる・どちらかといえばあてはまる）が、全国平均より低い状況になっています。

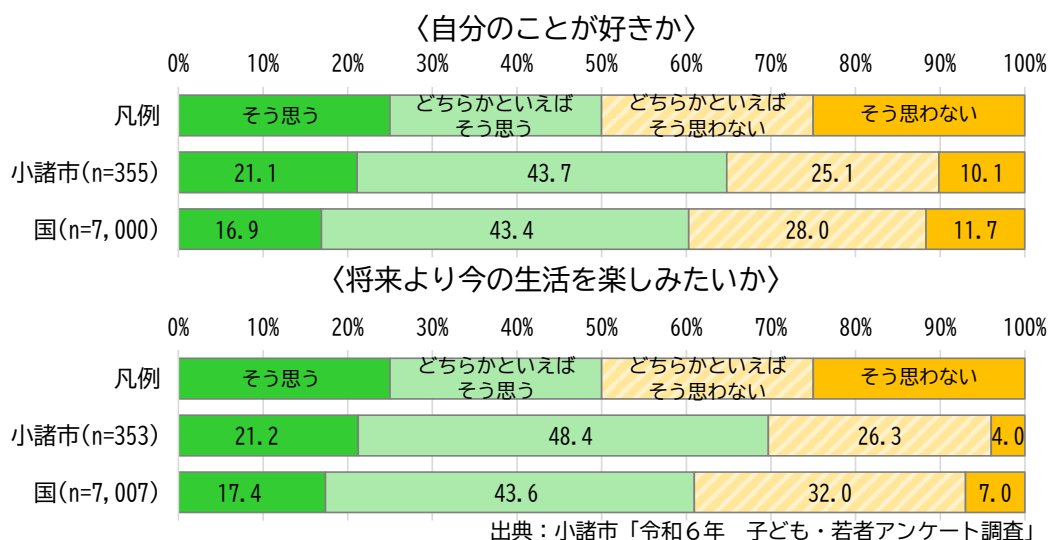
図表 26 子ども自己肯定感・将来についての希望（全国比較）



小諸市の若者では、「自分のことが好き」にあてはまる割合（あてはまる・どちらかといえばあてはまる）をみると、全国平均より高い状況です。

また「将来より今の生活を楽しみたい」は、全国平均より高い状況です。

図表 27 若者の自己肯定感・将来についての考え方（全国比較）



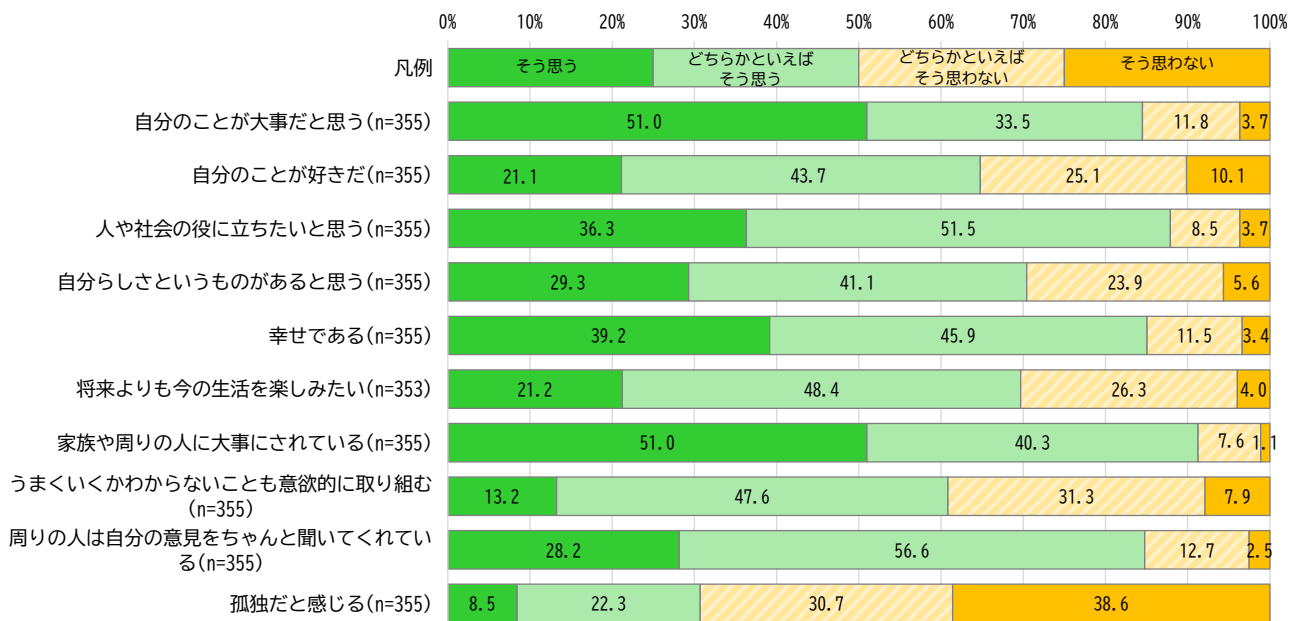
(2) 若者の幸福感や居場所

若者にとって「幸せである」(そう思う・どちらかといえばそう思う)割合は85.1%、「幸せではない」(どちらかといえばそう思わない・そう思わない)割合は14.9%となっています。

この幸福度別に、日常において「ほっとできる場所だと思うか」についての得点状況※1をみると、「幸せではない」若者は「自分の部屋」「家庭」「学校」「職場」など多くの場所で得点が低くなっています。

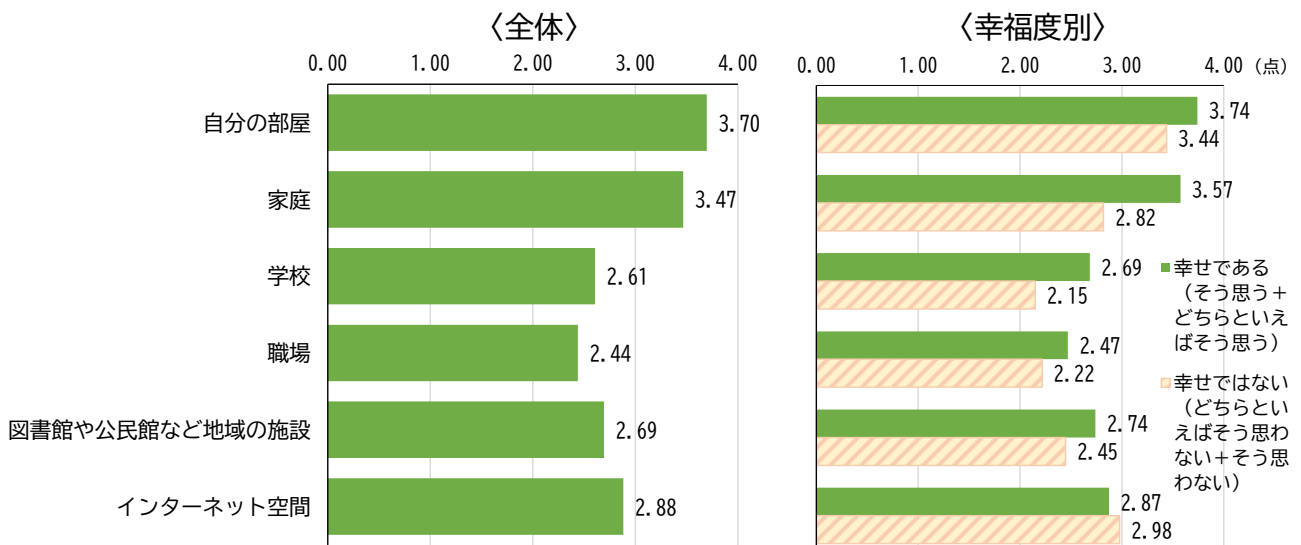
※1 それぞれの場所においてほっとできるかを聞き、「そう思う」4点、「どちらかといえばそう思う」3点、「どちらかといえばそう思わない」2点、「そう思わない」1点として得点化したもの。

図表 28 自分自身に対する考え



出典：小諸市「令和6年 子ども・若者アンケート調査」

図表 29 ほっとできる場所だと思うか※



※「そう思う」4点、「どちらかといえばそう思う」3点、「どちらかといえばそう思わない」2点、「そう思わない」1点とし、わからないは除き得点を算出した。

出典：小諸市「令和6年 子ども・若者アンケート調査」

6. こどもに関する本市の課題

(1) 子ども・若者が社会で生きていく意思や力を育める環境づくり

- ①子ども・若者が成長し家庭を持つまでのあいだに直面している問題等
- ・本市の学校におけるいじめ、不登校は増加傾向にあります。
 - ・本市の子どもは全国に比べて自己肯定感や将来への希望が低い傾向があります。
 - ・若者は結婚・出産に慎重な傾向で、子育てにかかる経済的な負担からこどもをつくることをためらう状況もあると推測されます。

⇒子ども・若者が各ライフステージで健やかに成長できる環境づくりが必要です

- ・学校でのいじめや不登校の問題把握とその防止・改善、これらの問題と関連する居場所づくりや引きこもり支援といったの取り組みが重要です。
- ・子ども・若者が自己肯定感や将来への希望を育めるよう、家庭・教育機関・地域・職場など地域全体で見守り、その活躍の機会をつくることで、健やかな成長を支えていくことが重要です。
- ・経済的な負担軽減をはじめ、こどもを産み育てやすい環境づくりを進めることが必要です。

- ②困難を抱える子どもの直面している問題等
- ・困窮状態にある家庭等では、子どもが就学・進学に積極的になれなかったり、その希望が経済的問題のために叶わなかったりする状況が生じていることが懸念されます。家事にかかる時間が増える、同世代と交流する機会が減るといった影響も懸念されます。
 - ・「幸福感」の低い若者は、「日常的にほっとできる居場所」を持ちにくい状況にあるとみられます。

⇒環境に関わらず、だれもが成長の機会を得られるよう支援することが必要です

- ・家庭の困窮など困難を抱える子どもでも、就学・進学に前向きな意思をもてるよう、またそのために必要な機会や支援が得られるよう支援していくことが必要です。
- ・様々な困難を抱えていても、子ども・若者がほっとできる居場所をもち、交流したり社会性を育む機会を得たりできるような環境づくりが重要です。
- ・家庭や学校など生活環境のなかで困難に直面している子ども・若者を発見し適切な支援につなげることや、子ども・若者自身がSOSを出したり相談窓口を気軽に頼れるよう、教育や周囲への啓発等を行うことが重要です。

(2) 経済的困窮をはじめとした困難を抱える子育て家庭への支援

- ・本市には生活保護や児童扶養手当などの支援を要する経済的に困窮した家庭が一定数あります。こうした家庭では子育ての負担が大きく、保護者が子どもの世話をする余裕がない、子どもが家事に多くの時間を割いているといった状況も生じていることが懸念されます。こうした問題は虐待やヤングケアラーといった問題に通じ、子どもの健やかな成長を阻害する可能性があります。
- ・困窮家庭では配偶者がいない、頼れる家族や友人がいないといったことから、社会的に孤立した状態のケースもあると推測されます。

⇒経済的困窮をはじめとした問題を抱える子育て家庭の把握と、そうした家庭における保護者・子どもへの支援が必要です。

- ・困難を抱える家庭が社会的に孤立しないよう、子育てにおける問題を相談できる環境や相談に対応できる体制の強化が求められます。
- ・すでに様々な問題を抱えて孤立状態にある保護者や子どもをいち早く発見し、頼り先となる支援事業・制度等へつなげたり、当人へのケア等を行う必要があります。
- ・虐待やヤングケアラーなど、子どもの健やかな成長が損なわれる状況が生じないよう、また生じた場合に早期発見・対応できるような、情報共有と支援体制の強化が求められます。

(3) 子育て支援サービスの適切な提供等による子育て家庭負担の軽減

- ・こどもの出生数は減っているものの、未満児保育の数が増加しているなど、共働きの増加や核家族化などを背景とした保育ニーズの高まりがみられます。
- ・家庭内で子育ての負担が女性に偏っている状況があります。
- ・母親のフルタイムの割合が高まっている一方、出産・子育ての多い女性 30 歳代において一時的に仕事を辞める人が多い状況が依然としてあります。
- ・本市の子育て支援の事業や施設の認知度は、「こもロッジ」や「児童館」など一部を除けば高くはない状況です。

⇒支援ニーズに即した支援サービスの提供や各種の啓発等を通じて、子育て家庭の負担の軽減を図ることが求められます。

- ・各種子育て支援事業・施設の周知や、利用促進を進めることが重要です。
- ・未満児保育をはじめ、共働き家庭を想定してそのニーズに応じた保育サービスを提供することが求められます。
- ・男女共同参画の推進・啓発、子育てと仕事との両立支援などで、仕事をしながら子どもを育てる際の負担軽減につながる環境づくりが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

社会において、あらゆる子ども・若者は、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送れる状態であるべきです。そのような社会では、子ども・若者が将来への希望や社会生活への前向きな意思をもち、それを実現する力をもつことが期待できます⁵。またこのことは、若い世代が生き活きと活躍する、持続可能な社会をつくることにもつながります。

本市はこのような社会を実現するために、以下のことに取り組みます。

- ①子ども・若者が、学童期から青年期にいたる各ライフステージで健やかに成長できるよう支援するとともに、困難を抱える子ども・若者への適切な支援を通じて、だれもが成長や学びの機会をもてるよう図ります。
- ②経済的困窮などの問題を抱えた子育て家庭が社会から孤立しないよう、その発見と、保護者・子ども双方への必要な支援・ケアに取り組みます。
- ③近年の社会情勢を踏まえた各種の支援サービスの適切な提供や、仕事と子育ての両立の支援・機運醸成等を通じ、子育て家庭の負担軽減に努めます。

こうした取り組みを通じて理想的な社会の実現を図るという考え方を、本計画の基本理念として、以下のとおりまとめます。

**子ども・若者のだれもが健やかに成長し、
そのために必要な支援を受けられる環境づくりを通じて、
若い世代の活力ある地域をつくる**

⁵ ここに示した理想的な社会は、市の最上位計画である「小諸市総合計画」の政策目標のひとつとして定められている「心豊かで自立できる人が育つまち」の実現に沿うものです。

2. 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標1 子ども・若者の成長過程における健やかな成長を支える

学童期から青年期までの各ライフステージにおいて、子ども・若者が健やかに成長し、社会で活躍するための力を育めるように、教育機関や生活支援機関と連携した支援と環境整備に取り組みます。

また、どのような家庭や生活環境にあっても、だれもが育ちや学びの機会を得られるよう、困難を抱える子ども・若者を発見し適切な支援へつなげることや、ほっとしたり交流したりできる居場所づくりに取り組みます。

基本目標2 困難を抱える子ども・家庭への支援を拡充する

経済的な困窮をはじめとする問題を抱える子育て家庭に対し、その問題の解決のための支援や保護者・子どもへのケアに取り組むとともに、そうした家庭の社会的孤立を解消できるよう支援・相談体制を拡充します。

また、子ども・若者が直面する個別の問題の解決に向けて、さまざまな問題に適切に対応できる支援事業を実施します。

基本目標3 子育てにかかる家庭負担を軽減する

近年の社会情勢や働き方も踏まえ、子育て家庭の支援ニーズに即したかたちで各種の支援サービスを提供するとともに、その利用促進に取り組みます。

また、各種啓発や広報を通じて男女共同参画やワークライフバランス等を進めることで、子育てのしやすい環境づくりに努めます。

3. 施策の体系

基本目標1 成長過程における健やかな成長を支える

NO	基本施策	NO	施策	事業
-1	子ども まんなか 社会づくり	1-1-1	子どもの権利の周知・啓発	子どもに権利主体としての自覚を促す啓発・学習支援 市民に対する子どもの権利等の啓発
		1-1-2	子ども・若者の活躍機会づくり	子ども・若者の意見ひろばの実施
1-2	学童期の 育ちの 支援	1-2-1	学童期の健やかな成長の支援	食育推進活動の実施 子どものこころの健康支援
				小学校学習支援の実施 学校教育における人材育成・勤務環境改善
		1-2-2	適切な学びや多様な体験の機会 づくり	メディアコントロールの推進 ジェンダー教育の推進 幼児期・学童期における多様な体験機会の提供 将来のライフデザインや就労のための教育の充実
1-3	青年期の 自立と自己 実現の 支援	1-3-1	就労支援	就労・再雇用の支援 ワークライフバランスの推進
		1-3-2	結婚支援	結婚支援体制の構築 結婚生活に対する経済的支援
1-4	地域で子 ども・若者 の成長を 支える仕組 みづくり	1-4-1	様々な困り事に対応できる相談 窓口の拡充	子育て家庭の多様な困り事に対応する相談窓口の運営と利用促進 子ども・若者が頼れる相談窓口・支援場所の運営と周知 妊娠・出産に係る相談支援
		1-4-2	子育てや子どもの成長を地域で 後押しする取組み	家庭教育支援と地域教育の充実 子どもが気軽に安心して立ち寄れる居場所の拡充
		1-4-3	子どもが安心して暮らせる都市 基盤整備	通学路・公園・公共施設等の安全性と快適性の確保

基本目標2 困難を抱える子ども・家庭への支援を拡充する

NO	基本施策	NO	施策	事業
2-1	困難を抱え る家庭・子 どもへの支 援	2-1-1	困窮家庭、ひとり親家庭等への経 済的支援	子育て家庭への支援 ひとり親家庭への支援 保育・教育にかかる費用への補助 奨学金制度の運用
		2-1-2	貧困状況にある子どもへの支援	生活困窮家庭の子どものための相談支援
		2-1-3	児童虐待の防止とヤングケアラ ー支援	親子関係形成事業、子育て世帯訪問事業の実施 関係機関と連携した虐待の早期発見 虐待等により家庭から孤立したこども・若者の居場所の整備 ヤングケアラーへの支援
2-2	困難を抱え る子どもへ の個別支 援	2-2-1	障がい・発達特性のある子ども・ 家庭への支援	関係機関と連携した、障がい・発達特性の早期発見と支援 障がい・発達特性のある子ども・家庭への支援
		2-2-2	外国にルーツのある家庭・子ども への支援	外国籍市民の日本語学習の支援
		2-2-3	ひきこもりの予防と自立支援	いじめの防止・不登校児への支援 ひきこもり等に対する相談窓口の周知と家族支援
				こころの健康づくりの推進及び相談体制の整備と関係機関の連携 子どもを犯罪から守る取組みの推進
		2-2-4	子どもの自殺対策と犯罪予防	

基本目標3 子育てにかかる家庭負担を軽減する

NO	基本施策	NO	施策	事業
3-1	誕生前から乳幼児期までの切れ目のない支援	3-1-1	安心して妊娠・出産できる環境づくり	妊産婦の健康診査の実施
				乳児家庭への全戸訪問の実施
				産後ケア事業の実施
				妊婦・両親教室の実施
		3-1-2	教育・保育サービスの充実	教育・保育事業の実施
				延長保育事業の実施
				一時預り事業の実施
				病時保育事業の実施
				幼児教育の推進
		3-1-3	子育て支援サービスの充実	利用者支援事業の実施
				地域子育て支援拠点事業の実施
				子育て支援に関する情報提供の充実
				ファミリーサポートセンター事業の実施
				養育支援訪問事業の実施
				子育て短期支援事業の実施
				親子関係形成支援事業の実施
3-2	子育てのしやすい社会づくり	3-2-1	社会全体でこどもを育てる環境づくり	男女共同参画の推進
				育休取得の促進
				ワークライフバランスの推進(再掲)